

介護ワンストップサービス（ぴったりサービス）に関するQ A

Q 1 介護ワンストップサービスで申請可能な手続は？

A 1

次の手続です。

- ①要介護・要支援認定の申請
- ②要介護・要支援更新認定の申請
- ③要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ⑤介護保険負担割合証の再交付申請
- ⑥介護保険被保険者証の再交付申請
- ⑦高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ⑧介護保険負担限度額認定申請
- ⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請

Q 2 どのように申請すればよいのか？

A 2

ぴったりサービス (<https://myna.go.jp/> (外部リンク)) にアクセスし、対象の手続を選んでください。操作方法がわからない場合は、ぴったりサービスのヘルプデスクへお問い合わせください。

※ 操作の詳細はぴったりサービス利用マニュアルを参照

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/detailmanual.pdf>

<ぴったりサービスヘルプデスク>

電話番号：0120-95-0178

※ 音声ガイダンスに従い、「4 (マイナポータル、ぴったりサービスなどのオンライン申請、マイナンバーカードの健康保険証利用申込方法に関するお問い合わせ)」を選択した後、「1 (ぴったりサービス、法人設立ワンストップサービスなど オンライン申請に関するお問い合わせ)」を選択してください。

受付時間 平日午前9時30分～午後6時30分

(年末年始12月29日～1月3日を除く。)

※ マイナポータルの操作方法 (ポータルにアクセスできない、ログインできない、パスワードがわからない、動作環境の確認の方法がわからない、電子署名のやり方がわからない、など) については、本市ではお答えできませんので、御了承ください。

Q 3 申請時に必要なものは？

A 3

次のものがが必要です。

- ・申請者本人の、電子証明書付きのマイナンバーカード
- ・署名用電子証明書の暗証番号（6～16ケタの英数字）
- ・パソコン、マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダー、またはスマートフォン
- ・マイナポータルアプリ（PC 及び IC カードリーダーがある場合は不要）

Q 4 各手続の電子申請に必要な添付書類は？

A 4

添付書類については、手続きごとに、必要となる書類が異なりますので、「ぴったりサービス 手続き詳細画面」をご確認ください。

市区町村：静岡県静岡市

検索条件：高齢者・介護

該当件数11件

高齢者・介護

住宅改修費の支給申請（住宅改修前）

電子署名必須 電子申請可

受付開始日 2023年04月01日

介護保険の認定を受けている方が、その心身の状況や住宅の状況に照らし、手すりの取付け等の住宅改修を行う場合に申請を受け付けています。必ず着工前に申請をしてください。申請後、確認書をお送りしますので、内容を確認したうえで、着工してください。※被保険者の居住区にて受付をしますので、住宅改修後に書類を提出する区役所にご注意ください。（例：居住区が葵区の方は、葵区役所に書類を提出してください。）

詳しく見る

こちらをクリック

電子申請では、添付書類をPDFデータや写真データ等でアップロードして提出いただくこととなりますが、一部の書類については、原本が必要となるため、別途、郵送等でお住いの区の高齢介護課に提出いただく必要があります。

なお、電子申請可能なすべての手続きにおいて、代理人が申請する場合は、代理権が確認できる書類（委任状等）の添付が必要です。

Q 5 要介護・要支援認定申請を担当ケアマネジャーが代行申請する場合、どうすればよいのか？

A 5

ケアマネジャー個人のマイナンバーカードを利用し、代行申請することが可能です。なお、代行申請の場合も、代理権が確認できる書類（委任状等）の添付が必要です。

Q 6 介護ワンストップサービスが利用可能な時間は？

A 6

24 時間利用することが可能です。

Q 7 申請内容や添付書類に不備がある場合は？

A 7

受付をした区の高齢介護課から申請者へ、その旨を電話連絡します。

※ 例えば、必要書類の画像が添付されていない場合や、画像等が不鮮明で読み取れない場合には、当該書類のコピー等の提示を求めることがあります。

この場合、提出されるまでは申請は不備扱いとなり、処理ができませんので、ご注意ください。